

関税暫定措置法施行令第33条第2項第2号に基づくホエイ及び調製ホエイの  
うち青色に着色したことの証明書の交付について

平成30年11月28日付け30生畜第1121号 農林水産省生産局長通知  
一部改正 令和元年6月18日付け元生産第271号  
一部改正 令和3年1月21日付け2生畜第1744号

関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号。以下「令」という。）第33条第2項第2号に基づく令第32条第2項第2号に規定する農林水産省令で定める方法によりホエイ及び調製ホエイが青色に着色されたものであることの証明書（以下「証明書」という。）の交付については、下記により取り扱うこととする。

記

1 申請先

農林水産省生産局畜産部飼料課とする。

2 証明書の有効期間

1年間を超えない証明書に記載された期間とする。

3 提出期間

輸入予定日の1ヶ月前までとする。ただし、やむを得ない事情による場合はこの限りではない。

4 申請者の資格

次のいずれかに該当し、関税暫定措置法施行令第32条第2項第2号の農林水産省令で定める方法を定める省令（平成30年農林水産省令第48号。以下「省令」という。）に基づき青色に着色したホエイ及び調製ホエイ（以下、「青色ホエイ」という。）を輸入し、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が適当と認める者。

- (1) 配合飼料製造工場において、青色ホエイを使用して、令第1条に規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料の生産を行う者
- (2) 配合飼料製造工場において、青色ホエイを使用して、令第1条に規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料の生産を行う者を構成員とする者
- (3) 次の要件を満たす配合飼料製造工場において、青色ホエイを使用して、令第1条に規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料の生産を行う者に対して、青色ホエイを供給する者
  - ア 令第1条に規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料であって、その者が指定するものを生産すること
  - イ アの配合飼料の生産に必要な原料の供給をその者から受けること

ウ その者から供給された青色ホエイを使用して生産した配合飼料の全量を、その者又はその者の構成員に供給すること

## 5 提出書類

次に掲げる書類とする。ただし、前年度において本証明書の交付を受けた場合であつて、申請時点において、(2)、(3)又は(4)のアからオまでの書類の内容に変更のないときは、(2)、(3)又は(4)のアからオまでの書類の添付を必要としない。

(1) 証明願（別記様式）

(2) 登記事項証明書

(3) 申請者の資格に関する資料

ア 青色ホエイを使用する配合飼料製造工場名及びその所在地を記載した書類

イ 工場配置図

ウ 製造機械配置図

エ 工場工程見取図

オ 主要機械の機能別表

ただし、アの配合飼料製造工場が関税定率法（明治43年法律第54号）第13条第1項の規定により税関長の承認を受けた製造工場である場合には、税関の交付する「製造工場承認書」の写しを添付することにより、イからオまでの書類の添付を省略することができる。

(4) 青色ホエイが省令に定める方法により青色に着色していることの証明に必要な資料

ア 輸入する青色ホエイを青色に着色する製造所又は加工所の名称及びその所在地を記載した書類

イ 製造所又は加工所の配置図

ウ 製造又は加工機械配置図

エ 着色方法及び着色工程見取図

オ 主要機械の機能別表

カ 当該製造所又は加工所において、当該年度に輸入を予定する青色ホエイの最初のものについて、別紙に定める方法により採取・分析を行い、当該青色ホエイ中に含まれる青色1号又は青色2号が0.0012%以上含まれているとの分析結果が得られたことを証明する書類（英語又は日本語。当該証明書が英語の場合、和訳を添付すること。）。

(5) 本証明書により証明を受けた青色ホエイについて当該証明を受けた用途にのみ使用（又は販売）し、その他の用途には使用（又は販売）しない旨の誓約書

## 6 証明書の交付

本証明書の交付については、申請者が使用する青色ホエイが省令で定める方法により青色に着色されていることが確保されると認められる場合に行うものとする。ただし、本証明書の交付を受けた者がホエイ及び調製ホエイの輸入に関して法令等に違反した場合、生産局長が求める報告をしない場合又は虚偽の申告若しくは報告をした場合には、証明書はその効力を失うものとし、当該効力を失った者に対する翌年度の証明書の交付は、原則として行わないものとする。

## 7 報告

本証明書の交付を受けた者は、本証明書により証明を受けた青色ホエイの製造、輸入及び使用等の状況について、生産局長から報告を求められた場合、速やかにこれらの状況を報告しなければならない。

## 8 その他

- (1) 証明願の提出部数は2通とし、その他の書類の提出部数は1通とする。
- (2) 本証明書の交付を受けた者は、提出書類の記載内容に変更がある場合には、証明書の再申請、提出書類の記載内容の変更その他の必要な手続を行うこととする。
- (3) 生産局長は、本証明書の交付に関して必要な書類の提出を求めることがある。

### 附 則

この通知は、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第108号）の施行の日から施行する。

### 附 則

この通知の改正は、令和元年7月1日から施行する。

### 附 則

この通知の改正は、令和3年1月21日から施行する。